

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 2 月 26 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 6 年 2 月 21 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別 記

北海道旅客鉄道株式会社（北海道、青森県、宮城県、東京都、大阪府）、東日本旅客鉄道株式会社（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）、東海旅客鉄道株式会社（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府）、西日本旅客鉄道株式会社（東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、三

重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県）、四国旅客鉄道株式会社（東京都、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州旅客鉄道株式会社（東京都、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、日本貨物鉄道株式会社（全国（沖縄県を除く））、ソフトバンク株式会社（全国（沖縄県を除く））、ジェイ・アール北海道バス株式会社（北海道）、ジェイアールバス東北株式会社（青森県、岩手県、宮城县、秋田県、福島県）、ジェイアールバス関東株式会社（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、長野県）、ジェイアール東海バス株式会社（静岡県、愛知県）、西日本ジェイアールバス株式会社（石川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県）、中国ジェイアールバス株式会社（島根県、岡山県、広島県、山口県）